

鶴岡市学校給食・食農教育推進本部設置要綱を次のように定める。

令和7年4月15日

鶴岡市長 皆川 治

鶴岡市学校給食・食農教育推進本部設置要綱

(設置)

第1条 学校給食における食農教育と地産地消の推進を図るとともに、学校給食センターの整備検討を進め、もって鶴岡らしい特色ある給食を実現するため、学校給食・食農教育推進本部（以下「推進本部」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校給食における食農教育、地産地消の推進に関すること。
- (2) 学校給食センター整備の検討に関すること。
- (3) その他学校給食に関し必要な事項

(本部長及び副本部長)

第3条 推進本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、推進本部会議の議長となる。
- 4 本部長を補佐するため、副本部長を置く。
- 5 副本部長は教育長をもって充て、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(組織)

第4条 推進本部は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。
 - (1) 学校関係者
 - (2) 調理・栄養関係者
 - (3) 食材提供関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、学校給食、食農教育等に関する知見を有するもの

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本部長は、推進本部の会議を招集する。

- 2 推進本部の会議においては、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 本部長は、必要と認めるときは、推進本部に部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、本部長の指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、企画部都市創生推進室において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月15日から施行する。